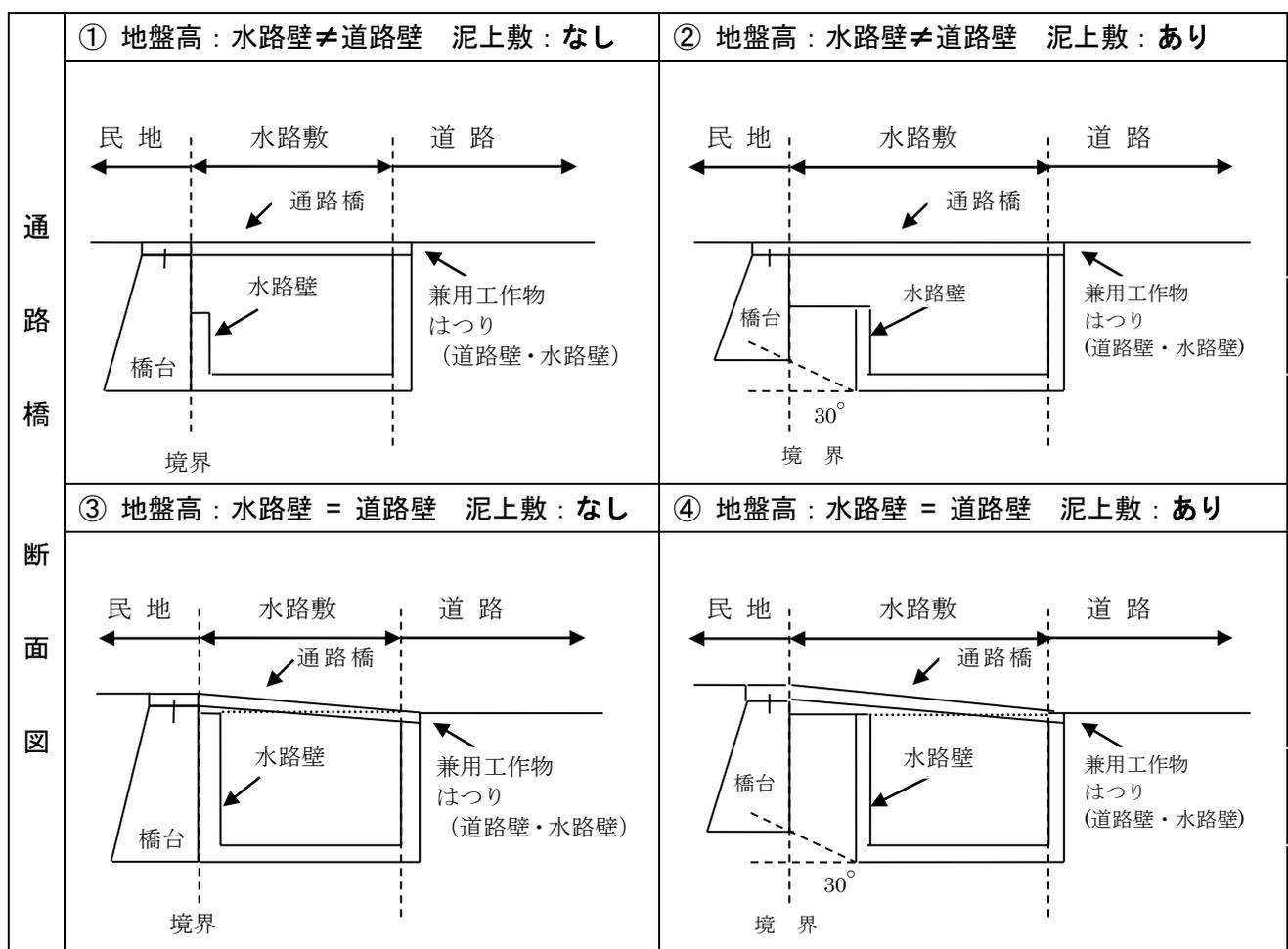


河川・水路等の占用許可申請にあたって

○ 占用許可条件（通路橋）

- 1 1宅地・1橋・5メートル以下
 - 2 水路壁のはつり禁止
 - 3 水路壁への荷重はかけない（橋台を設置し単独構造とする）
やむを得ない事情があり上記基準を満たさない場合は、あらかじめ河川管理課と相談してください。
- ※ 河川又は水路の深さが1m以上ある場合は利用者安全確保のため、転落防止対策（転落防止柵、地覆、デリネーター設置など）を行うことを推奨しています。



- 4 申請者は、占用する水路地先の土地所有者
借家人等が申請人となる場合においては、
①賃借契約書の写し、②土地所有者の同意書 等が必要となります。
- 5 道路法に基づく申請が別途必要
兼用壁（道路壁と水路壁を兼ねている壁）はつり、ガードレール撤去、歩道切り下げなど道路改築を伴う場合は、道路管理者と事前協議の上、申請して下さい。
※ 姫路市道の場合は、原則、同時申請となります。
※ 国道・県道の場合は、兵庫県姫路土木事務所（代表 079-281-3001）が窓口です。

○ 占 用 料 に つ い て

毎年4月下旬～5月初旬頃、その年度の納付案内を届出住所に発送します。

占 用 物 件	占 用 料 (年 額)
通 路 橋	法定外河川：190 円/㎡ 準用河川：330 円/㎡
仮設工作物（仮設橋含む）	900 円/㎡
管 類	130 円/m ～（外径により相違）

※ 通路橋占用料の免除規定（全ての項目に該当する場合は申請により免除となります）

- 1 占用者（=土地所有者）が個人であること
- 2 1宅地、1通路橋、間口は5m以下であること
- 3 通路橋の使用目的が下記のいずれかに該当すること
 - ① 占用者自らが住居として使用するための通路橋であること（店舗兼用不可）
 - ② 田畑への出入りのための通路橋であること
 - ③ 位置指定道路としての通路橋（占用者制限、間口制限なし）

○ 占 用 許 可 後 の 注 意 点

- 1 占用工事完了後、速やかに所定の様式により完了届を提出して下さい。
- 2 土地所有権が変更となった場合は、名義変更届を提出して下さい。
- 3 占用者の住所や電話番号が変更となった場合は、届出をして下さい。
- 4 許可期間は5年間です。5年毎に継続の手続きが必要となり、400円の継続手数料が必要となります。（継続年に、お知らせを届出住所に発送します。）
- 5 占用物件については、申請している用途・目的以外には使用しないで下さい。

○ 申 請 ～ 許 可 書 交 付 ま で の 流 れ

主 体	内 容	必 要 書 類 ・ 備 考	期 間
申請者 (代理人)	申請にかかる事前協議	位置図、平面図、断面図、写真など 許可条件に適合しているかどうかを確認 します。	必 要 期 間
	申請書提出	申請書鑑の下段に必要書類は記載され ていますのでご確認ください。	
姫路市	申請書受理・本審査	本審査通過後、連絡しますので納付書 又は許可書を受取りに来て下さい。※1	1 週 間 程 度
申請者 (代理人)	占用料あり 審査手数料及 び占用料納付 書の受取、金融 機関にて納付	納付書裏面記載の金融機関にて納付	同 日 ～
	占用料なし 審査手数料の 納付書の受取、 金融機関にて 納付		
姫路市	占用許可書交付	上記納付書での納付確認後、 占用許可書を交付	

※1 申請に係る審査手数料400円の納付書及び占用料納付書（占用料がある場合）をお渡し
しますので、許可書を同日で受領したい場合は、金融機関窓口営業時間（9時～15時）
内にお越しください。市役所1階の金融機関でも納付していただけます。

○ お 問 い 合 わ せ 先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市河川管理課 管理担当
☎079-221-2682 Fax079-221-2683